

令和3年3月15日

報道関係者 各位

川上村総務税務課長

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を決定したのでお知らせします。

記

(1) 処分対象者

課長 男性 44歳

(2) 処分内容

停職6月（令和3年3月5日から令和3年9月4日まで）

主任降任

(3) 処分年月日

令和3年3月5日

(4) 処分に至った事実の概要

平成30年1月頃から令和2年12月にかけて一般社団法人かわかみらいふ及び一般財団法人グリーンパークかわかみの会計から私的目的で新幹線の回数券、ギフト券及び燃料等を着服し、不適切な会計処理事務を行っていたもの。

被害額は299万8,428円で既に弁済済みです。

内部調査を行い、当該職員に対して問いただし、2月24日、当該職員が、当会計から私的流用した事実を認めたため、本人の申告に基づきさらに調査を進め、前述の内容を確認しました。

(5) 特別職の給料減額措置

本不祥事に対する管理監督者責任と、村民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に、村長及び副村長の給料月額を下記のとおり減額いたします。

【処分内容】

村長：減給3/10 6月 ・ 副村長：減給1/10 3月

【問い合わせ先】

川上村 総務税務課

TEL 0746-52-0111 FAX 0746-52-0345

栗山村長からのコメント

平素は、「水源地の村づくり」に並々ならぬご理解とご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、このような公務員としてあるまじき事態が起きたことにつきましては、村民の皆さまの村政に対する信頼を損なうものであり、また関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

これまでも全職員に対し、^{おおよげ}“公”の職務を遂行する者としての権限の大きさとその責任の重さを自覚し、職務を遂行するよう申してまいりましたが、まだまだ私の指導不足があったことを痛感いたしております。

今後、今一層襟を正し、このようなことがまたと起らぬよう、全庁挙げて法令遵守など公務員としての基本原則の徹底、規範意識を高め再発防止に取り組んでまいります。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。

令和3年3月15日

川上村長 栗山 忠昭